

平成24年9月25日

ゆうちょ銀行の個人向け貸付け、損害保険募集、法人向け貸付けに関する
郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見

一般社団法人 第二地方銀行協会

- 今般のゆうちょ銀行からの認可申請が、完全民営化に向けた具体的な計画が示されていない中で、また、郵政民営化委員会による「調査審議に関する所見」の見直しを踏まえることなく行われたことは、手続上、適切ではないと考える。

また、申請内容が、商品性を明確にすることなく、実質的に、貸付業務の全面解禁を求める内容となっていることは極めて問題であり、今般の申請に対しては、以下のとおり反対意見を表明する。

- 私どもは、かねてより、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、①バランスシートの規模の縮小、②政府出資がある間における公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底や金融システムの安定に資する観点からの態勢整備が不可欠であると主張してきた。
- ゆうちょ銀行に政府の間接出資がある間は、官業と見做さざるを得ず、民業補完に徹するべきである。しかしながら、今般の認可申請は、ゆうちょ銀行に政府の間接出資が残り、公平な競争条件が確保されていない中で、民間が担うべき貸付業務への参入を求める内容であり、到底認められるべきではない。公平な競争条件が確保されないままゆうちょ銀行が新規業務に参入すれば、民間金融機関の業務を圧迫し、地域金融、地域経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある。
- また、ゆうちょ銀行の民間金融システムへの円滑な統合、内包する金利リスクの低減という観点からは、バランスシートの規模縮小を図ることが必要であり、政府の間接出資の残るゆうちょ銀行が新規業務に参入すれば、更なる肥大化を招くことが懸念される。
- 更に、内部管理態勢が不十分なまま、ゆうちょ銀行が新規業務に参入すれ

ば、顧客保護に反することはもとより、金融システムに無用な混乱を招きかねない。したがって、まずは、ゆうちょ銀行の内部管理態勢の整備・強化を図ることが重要であり、こうした措置が講じられない中での新規業務への参入は認められるべきではない。

- 郵政民営化委員会においては、こうした私どもの意見を十分に踏まえ、公正・中立な立場から、慎重かつ厳格に調査審議を行っていただくよう強く要望する。

その際、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるものについても、銀行本体で取り扱う場合にはより厳格な態勢が必要となることを踏まえ、公平な競争条件の確保、内部管理態勢の整備等の観点から慎重に調査審議いただきたい。

以 上